

ID: 633

担当部署: 総務課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示					
法 令 名 根 拠 条 項	災害対策基本法 第59条第1項					
法 令 番 号	昭和36年法律第223号					
【基準】 法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に對し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			